

学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第17条第1項及び京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項の規定に基づく委員会を設置するに当たり、京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例施行要綱第5条第1号に規定する事項その他条例の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(委員会の名称)

第2条 前条に規定する委員会の名称は、学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会（以下「委員会」という。）とする。

(議事)

第3条 委員会では、次に掲げる事項を行う。

- (1) 条例第11条第2項に規定する学校評価についての調査及び審議
- (2) 条例第17条第3項に規定する処理の報告に基づく審議
- (3) 京都市学校評価システムにおける第三者評価の実施
- (4) 学校運営協議会の設置及び運営の一時停止についての意見陳述
- (5) 学校運営協議会の運営についての評価

(組織)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者
- (3) 前各号のほか教育長が適当と認める者

(召集)

第5条 委員会は教育長が招集する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 委員は、委員会において知りえた秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、京都市教育委員会事務局において行う。

(専門チームの設置)

第10条 委員会の方針に基づき、活動する組織として、委員会に専門チームを置くことができる。

2 専門チームの人選及び活動内容は、委員長が定める。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 この要綱の実施に伴い、学校運営協議会に関する専門委員会設置要綱は廃止する。

3 この要綱の施行年度に委嘱する委員の任期は、第6条第1項の規定に関わらず、平成20年6月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。